明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可　日刊（行政機関の休日休刊）

官報

編集・印刷
独立行政法人国立印刷局

目次

〔省　令〕

○厚生労働省組織規則の一部を改正する省令（**厚生労働**一一四）　一

〔告　示〕

○特定国外派遣組織を指定する件（**総務**二五九、二六〇）　二

○退職手当支給予定額に係る勤続期間が十年以上の職員の調整額の算定の基準を定める件の一部を改正する件（**同**二六一）　三

○消防法施行規則第三十一条の四第二項に規定する登録認定機関の認定の業務を取り扱う事務所の所在地の変更に関する件（**消防庁**一六）

○消防法施行規則第三十一条の四第二項に規定する登録認定機関の代表者の氏名の変更に関する件（**同**一七）

○健康保険組合の設立を認可した件（**厚生労働**二五七）

○健康保険組合の分割を認可した件（**同**二五八）

○健康保険組合の解散を認可した件（**同**二五九）

○健康保険組合の合併を認可した件（**同**二六〇）

○健康保険組合の名称を変更した件（**同**二六一）

○健康保険組合の従たる事務所を廃止した件（**同**二六二）

○健康保険組合の事務所の所在地を変更した件（**同**二六三）

○道路に関する件（**四国地方整備局**八五、八六）　四

〔人事異動〕

内閣　内閣法制局　内閣府　公正取引委員会　警察庁　金融庁　六

〔皇室事項〕　九

〔官庁報告〕

官庁事項　九

苫前地区に係る特定漁港漁場整備事業計画の公表について（農林水産省）　九

古平地区に係る特定漁港漁場整備事業計画の公表について（同）　九

砂原地区に係る特定漁港漁場整備事業計画の公表について（同）　一〇

落石地区に係る特定漁港漁場整備事業計画に基づく特定漁港漁場整備事業の廃止の公表について（同）　一〇

〔資　料〕

機械受注統計調査報告（平成二十八年四月）（実績）（内閣府）　一〇

〔公　告〕

諸事項

官庁　財団、製造たばこ小売定価関係

裁判所　相続、公示催告、失踪、除権決定、破産、免責、特別清算、再生関係

会社その他　二

省令

○厚生労働省令第百十四号

厚生労働省設置法（平成十一年法律第九十七号）第二十一条第三項の規定に基づき並びに同法及び厚生労働省組織令（平成十二年政令第二百五十二号）を実施するため、厚生労働省組織規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十八年六月二十一日

厚生労働大臣　塩崎　恭久

厚生労働省組織規則の一部を改正する省令

厚生労働省組織規則（平成十三年厚生労働省令第一号）の一部を次のように改正する。

第七条から第九条までを次のように改める。

第七条から第九条まで　削除

第二十五条を次のように改める。

第二十五条　削除

第三十条の二の見出し及び同条第一項中「及び労働紛争処理業務室」を削り、同条第四項及び第五項を削り、同条第六項を同条第四項とし、同条第七項を同条第五項とする。

第三十一条の次に次の一条を加える。

（労働紛争処理業務室及び調査官）

第三十一条の二　労働関係法課に、労働紛争処理業務室及び調査官一人を置く。

2　労働紛争処理業務室は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　個別労働関係紛争の解決の促進に関すること。

二　障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（平成二十三年法律第七十九号）の規定に基づく使用者による障害者虐待の防止に関すること。

3　労働紛争処理業務室に、室長を置く。

4　調査官は、命を受けて、労働関係法課の所掌事務に関する特定事項の調査、企画及び立案並びに調整に当たる。

第七十三条の二の見出し及び同条第一項中「調査室」を「システム室」に改め、同条第二項中「調査室」を「システム室」に改め、「厚生年金保険」の下に「事業」を加え、「国民年金の統計」を「国民年金事業」に、「船員保険の統計（」を「船員保険の事業のうち」に、「に係るものに限る。）並びにこれらの事業の運営のための統計数理的調査」を「（以下この条、第七百十条の二の二、第七百十